

青森県子どもの貧困対策等推進委員会

日時 平成28年12月20日(火) 10:30~12:00

場所 ラ・プラス青い森 4階 ル・シエル

(事務局)

それでは、ただいまから、青森県子どもの貧困対策等推進委員会を開催致します。
開会に当たり千葉こどもみらい課長から御挨拶申し上げます。

(千葉こどもみらい課長)

青森県子どもの貧困対策等推進委員会開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様には委員就任を御快諾いただくとともに、福祉行政の推進に御理解と御協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、現在の子どもたちが置かれている状況については、およそ6人に1人が貧困状態にあると言われており、子どもが生まれ育った家庭の事情によって、その将来が閉ざされてしまいかねない厳しい状況にあると考えられます。

こうしたことから、極めて厳しい環境に置かれた子どもたちを支援し、子どもの貧困対策を総合的に進めていくため、平成28年3月に「青森県子どもの貧困対策推進計画」を策定したところです。

この計画は、法律に定める県計画として、また「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に定める県の母子家庭等自立促進計画と位置付けしており、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間としております。

当委員会は、計画の着実な推進を図るため、施策の点検、評価等の進行管理を行うことを目的として設置したものです。

委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見等をいただきますようお願い申し上げ、ごあいさついたします。

(事務局)

会議内容の公開についてお願い申し上げます。この会議は公開を原則としております。また、議事録として皆様の発言内容を要約して県のホームページに掲載致します。予め御了解願います。

議事に先立ちまして、委員の皆様を事務局からお座席順に御紹介させていただきます。

(※委員紹介)

(事務局)

それでは、これより組織会に移ります。はじめに委員長を選任していただきます。委員会設置要綱第3条の規定により、委員長1名、副委員長1名の選出方法は「委員の互選」となっております。僭越ではございますが、会議の議長となる委員長が選出されるまでの間、司会の私の進行で進めさせていただきます。事務局から委員長候補をお示しして進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員：異議なし)

皆様から御了解をいただきましたので、事務局案を御紹介します。委員長には、社会福祉事業従事者で美光園園長の後藤委員に、副委員長には、同じく社会福祉事業従事者の秋田谷委員にお願いしたいと存じますが委員の皆様方いかがでございましょうか。

(委員：異議なし)

それでは、後藤委員は委員長席にお移りいただきたいと思います。よろしく申し上げます。委員会設置要綱第4条第2項の規定により、委員長が会議の議長となりますので、ここからの進行は委員長に申し上げます。

(後藤委員長)

お手元の次第をお願いします。次第にあります議事に沿って進めていきたいと思います。まず、報告事項①の子どもの貧困の現状及び対策について、それから②の青森県子ども貧困対策推進計画について、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局：資料1、2により説明

(後藤委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見ご質問等がございましたら挙手お願い致します。

(秋田谷委員)

母子寡婦福祉連合会の秋田谷と申します。県には色々ご指導いただきながら事業等を進めているところで、誠に感謝しております。その中で母子家庭の方々からお聞きした現状等を話させていただきます。

まず、「学校をプラットフォームとした総合的な支援」で、「ソーシャルワーカーの効果的な配置・活用」は非常に嬉しい事です。それから「放課後子ども教室等の地域での学習支援の促進」についても、希望する子供達を2時間くらいお預かりして子供の居場所作りをやっていただいております、とても嬉しい事であります。ただ、時間をもう少し延長していただけたら非常に嬉しいとの声が聞かれています。また、「幼稚園・保育所・認定こども園等における利用者負担の軽減」について、認定こども園になったことで、今まで無料だったものが有料になった。例えば（これまで免除されていた）1ヵ月の給食費5千円（年間6万円）がかかるようになっております。それから「就学援助」について、給食費が無料ですが、市町村によって支援の要件に差があるとも聞いていますので、その点についてご配慮いただければと思います。それから、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減」についてですが、国の給付型奨学金について、学校からの推薦する成績基準(4)がある訳ですが、母子家庭の子供達は勉強する機会がなく、受験することが非常に困難な状況にあります。そのため、成績基準の緩和等についてご配慮いただければと思います。

続いて、「生活の支援」についてですが、母子家庭の親は、子供が病気をすると仕事を休まなければならない、正職員での就職が難しい困難な状況です。そのため、生活を維持するために、パートをいくつも掛け持ちしている方が多くいます。中には、朝に子供を登校させるため、親が夜間のパートをして朝に仕事から帰宅後、子供に朝ご飯を食べさせて登校させる母子家庭もいます。また、生活保護を受給する方法もありますが、子供を病院に連れていく場合等に自動車の保有は必須となるため、自動車の保有が認められない生活保護は受給しづらい面があります。

以上の点を踏まえながら、今後もきめ細やかな政策をやっていただけたらと思います。

(後藤委員長)

ありがとうございます。今の件に関してでも結構です。あとはそれぞれのところで、それぞれの分野の現状等がございましたら発言をお願いします。

(敦賀委員)

連合会の敦賀と申します。計画の内容は大変素晴らしいものだと思います。ただ、確認したいのは、先程少し説明がありましたが、制度や支援の周知の方法です。パンフレットを作って市町村に配布して、その後どのように個人に配布になるかわかりませんが、要はいい支援、制度があるということをどういう形で周知するか、先ほどの指標で、母子寡婦福祉資金の周知は37%となっていますから、まだまだ周知の余地はあるのかなというのが1点です。

もう1点ですが、色々な制度の支援がありますが、この制度を受けるためには複数の部署にいかなければいけない。そのため、どこかの窓口がワンストップの作業を担うことが必要だと思います。

(後藤委員長)

制度の周知は前回の会議でも話題に出ました。いい制度であってもそれが周知されていないと、そんなものがあったのかという話になることは前回も出ていたと思います。あともう1つは、敦賀さんの方からお話があったワンストップのところも、秋田谷さんも言った通り、母子家庭では自動車の保有がないと、移動することも大変である。前回の会議では、子どもの検診を受ける際、検診を受けることを援助しても、そこに行くまでの交通費が捻出できないため、検診を受けないという人達、その人達に対してどう手当てをしていくかという話も出ていました。同じように窓口に行ったはいいが、これはうちの方じゃなくてあっちですよこっちですよとなると、それだけで辟易してしまう。それをワンストップで出来るものなのかということも前回話があったかと思います。

以上の点について、現時点における事業の実施状況等について説明できる範囲内で事務局からご回答をお願いします。

(事務局)

今の計画はすでに始まっており、計画で定めた事業を実施している最中です。評価となれば、来年度でないときちんとしたものをお示しすることができないのですが、進捗状況として、教育面で言いますと、例えば貧困世帯に対する学習支援を進めている最中で、昨年度よりも参加数は増えている状態です。また、今年度からはレベルの高い教育を受けたい生徒に対して、Eラーニング形式の学習を進めていて、現時点では、25名の生徒が受講しております。

そのほか、支援制度の周知の問題については、今年度新たにパンフレットを作ってホームページに掲載するほか、市町村に配布して直接対象者に配布するよう依頼したところです。その具体的な方法としては、今年8月に児童扶養手当受給者が市町村に現況届を提出する際に、そのパンフレットを手渡しするよう市町村に依頼したところです。その影響で県にも対象者から何件か問い合わせがきている状況です。

(後藤委員長)

ありがとうございます。何かございませんか？

(中川委員)

青森労働局の中川です。私の方からは、指標の20番と21番についてお話したいと思います。ひとり親世帯の正社員割合について、厚生労働省では現在、働き方改革、非正規労働者の正社員化ということを積極的に取り組んでおりまして、主な政策としましては、5年以上有期労働者として働いた方については、5年を超えた段階で無期転換の申し出ができることになり、パート労働者の方が無期労働者に強制的に転換されていくという事になっております。

この強制措置の前に、キャリアアップ助成金等を活用して早期の正規転換をするという事も、積極的に事業主の方々をお願いしているところです。あと、もう1点ですが、最近では正社員の概念が非常に多様化しております。皆さんご存知のところでは、職務限定、地域限定正社員ということで、正社員に関しても非常に多様化しております。ここの割合を算定するに当たっては、働き方改革を踏まえて、幅広の正社員という概念で捉えていただければと思っております。

(後藤委員長)

ありがとうございます。話は戻りますが、先程のワンストップの件で、県の事業が市町村に降りた場合、市町村での所管がはっきりしていないと、市町村の窓口を訪れた利用者はそれに振り回されてしまう。その実態について確認していただきたい。交通費の捻出が困難で、色々な所に行くことも大変な「利用者」が利用しやすいかどうかということを考えていただきたいと思っております。

また、中川さんが言ったように、正社員の概念が広がってきたことは非常に好ましい傾向と思っておりますが、秋田谷さんが言われたとおり、母子家庭の方は正社員になると色々な事情があるため問題がでてくる。パートの方が子供に何かあった時に仕事を休みやすいということも聞いていますので、その点を踏まえながら対応していければと思っております。

先程、秋田谷さんがお話しされていた、困難を抱えた子供を持つ親が学校から呼び出しを受けるということも実態としてあります。現在、小学校でも大変なことが増えてきていると聞いていますので、学校関係者から学校の現状等についてご発言をお願いします。

(正部家委員)

中央高校のスクールソーシャルワーカーをしています正部家です。ひとり親家庭の親の就職については必要なのですが、メンタル面で、ひとり親が仕事に就く前のメンタルの対応とか、経済的支援が必要になってきますので、役所の生活保護担当者や保健師、医療機関との繋がりがないと、ひとり親の支えにはならないのかなと思っております。

また、学校徴収金の未納や滞納が続いている家庭については、法テラス等の法に関係する機関とも繋がっていく必要があると思っておりますので、子供の貧困対策の対応は、一人一人が周知していけたらいいと思っております。

(後藤委員長)

あと、学校の校長会の皆様から何かございませんか。

(鎌田委員)

就学援助については、各小学校において、来年度の「就学援助の申請手続きについて」の通知文を配布し周知を図るとともに家庭からの相談を受けております。また、放課後子ども教室については、青森市内の全小学校において、週2回～3回程度、放課後や長期休業に実施しております。子供達は喜んで参加しており、本校においては、空き教室を使用しているが、希望者が多く、活動場所が狭くなっている状況です。スクールソーシャルワーカーについては、各教育事務所管内に2名ずつ配置されており、東青教育事務所管内では3校程度の小学校で活動しています。もっと拡充して、全部の小中学校に配置していただきたいと思っておりますが、スクールソーシャルワーカーとして活動できる人材があまりいないというのが課題の一つだと伺っています。

(後藤委員長)

ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーが各教育事務所管内に2名ずつ配置とは、小中学校を

含めて2名の方が活動しているということでしょうか。

(正部家委員)

スクールソーシャルワーカーの配置人数ですが、各地方の教育事務所に、小中学校のスクールソーシャルワーカーが配置されておりまして、2名から3名配置されております。高校は、現在、青森県内で6校に1人ずつ配置されています。

(後藤委員長)

わかりました。鎌田先生が言われたとおり、全体的に人数が足りないことと、あとはなり手の問題が浮かんでくるということですね。

続いて、中学校、高校関係は何かございますか。

(伴委員)

青森市立南中学校の伴と言います。よろしく申し上げます。先程、鎌田校長先生からもありました子どもに対する支援についてですが、現在青森市内の小・中学校は全ての学校で連携事業を行っており、小学校の子どもが中学校に進学する際や、兄弟・姉妹で同じ学区の小学校・中学校に在籍する場合がありますので、就学援助に関する手続き等については特に留意して行っております。さらに、小学校と中学校の事務の共同実施も行っておりますので、複数の目でのチェック体制も実施しております。また、中学校においても小学校と同様に、就学援助に関する来年度の希望書類等の提出については現在各学校で行っているところであります。

次に、勉強面・学習面についてですが、中学校は高校入試がありますので、今の時期は、どの中学校も学力補充を行っております。小学校でも長期休業中には学力補充をしている学校もありますが、中学校では長期休業中のみならず、平日の放課後を利用しながらの学習会を実施しております。また、中学生の中には家庭の都合で塾に行けない生徒もいることから、希望制で学校において、いわゆる寺子屋風の勉強会を行っている学校も多くあります。さらに、長期休業中における普段の授業の補充学習においては、5教科全ての受講だとパニックになってしまう子どもたちも多いことから、家庭と連携し、生徒の希望を取りながら進めているところであります。このように、子どもたちの学力の定着については、学力向上に向けて、各学校が工夫を凝らしながら実施しているところであります。

(後藤委員長)

ありがとうございました。同じ中学校でも私立中学校ではどうでしょうか。

(笹木委員)

青森市の星中学高等学校の笹木です。

資料に私立高校の学費滞納の現状を示すものがありますが、高等学校は義務教育機関ではないので、基本的には公立・私立を問わず授業料の滞納は認めておりません。

しかしながら、現状をみるとかなりの家庭で滞納がみられます。滞納する保護者に個別にその理由を伺うと顕かな生活状況の変化によるためのものから、あまり誠意の見られないものまでその実態は様々です。

(後藤委員長)

ありがとうございます。今の話は、よく最近ニュースで取り上げられている生活保護の問題にも関係するところがあるかなと思いました。それでは、百川先生の方から何かございますか？

(百川委員)

鯉ヶ沢高校の百川です。高校では、全ての意志のある高校生が、安心して教育を受けられることを目的に、教育に係る経済的負担を軽減するための制度として、授業料を減免する就学支援金と教科書費や教材費などの授業料以外の教育に必要な経費について給付する奨学のための給付金があります。

本校を例にとりますと、就学支援金は約9割の生徒が対象となっており、奨学のための給付金は約4割の生徒が対象となっております。この2つの制度は、高校生を持つ家庭にとっては非常にありがたいと思っております。しかし、高校には生徒会行事や部活動を運営するために、生徒会費・PTA会費などの、いわゆる私費の徴収があります。この私費の滞納という問題があります。幸いに本校では、全ての生徒が納入してくれました。本来、教材費等に充てられるべき奨学のための給付金が生活費に回される。あるいは、給付金の額そのものが少ないということもあるのでしょうか。全ての生徒にとって良い制度となるには、財政面のこともあり、なかなか難しいと思っております。

次に、施策や制度の周知という点ですが、私自身も資料1～3をいただいて初めて知った制度があります。高校には事務職員がおり、任せきりになっていたのかなと反省しております。事務職員も知らなかった制度がありました。このような点からも、制度をどのように周知していくのかということについて、興味深く聴いておりました。教員も、直接生徒を指導する立場にあるわけですから、知識として制度を知っておかなければ、指導が後手・後手になるのではないかと実感いたしました。

スクールソーシャルワーカー（SSW）ですが、県立高校には今年度6校（定時制課程のある高校）に配置されております。貧困も含めた家庭状況や、発達障害を疑われる生徒の指導・援助など、今後はSSWの存在が大きくなるものと思われれます。しかし、中弘南黒地区は尾上総合高校に配置され、弘前市内には配置されておられません。西北地区は五所川原高校です。非常に広範な地区の高校を、一人で担当するSSW本人も大変ですが、依頼する高校側も遠慮がちになるのではないのでしょうか。本校を例にとりますと、発達障害の疑われる生徒と家庭の支援について、本校養護教諭は森田養護学校の先生からの助言・指導をいただきながら対処しております。先ほど、もっといってほしいけれどもなり手がいないという現状の発言もありました。財政面の問題等もありますが、スクールカウンセラーももちろんですが、今後はSSWがもっと必要になってくるのではないのでしょうか。

高校の校長会生徒指導委員会では、通級による指導等を鑑み、特別支援学校との連携や外部機関との連携がますます重要になってくるとの意見が大半でありました。

(後藤委員長)

今、百川先生から私費の話が出ましたが、私自身で思っていることがございます。

私の施設の子供の友達ですが、高校の修学旅行の費用が払えないから、修学旅行に行かないという子が2、3人いるとの話を聞きました。その他、修学旅行の費用は払えるが、持っていかせるお小遣いがないとか、普段のお小遣いの捻出が厳しいとの話も聞こえてきます。ややもすると、学費だけの話に行きがちですが、私費も含めて考える、つまり、アウトラインの部分を広く捉えていかなければいけないと思います。

生活の支援で、子ども食堂の話がありますが、それを実際に運営している弘前愛成園さんの状況はどうでしょうか？

(佐々木委員)

弘前愛成園の佐々木と申します。

子ども食堂を今年度4月から始めまして、現実を申しますと、大体2名とか4名とかその程度の参加に留ま

っております。物品提供させていただける方は、物凄くいます。どちらかと言うと、断っている状態です。お金も結構、寄付が集まります。でも、子供は来ません。それが、周りの目を気にしてなのか、その辺の原因はまだはっきりとは解明できておりません。最初に始める時も、あそこは貧乏食堂だと言われないように、子ども食堂は「一人で寂しくご飯を食べている人達が、みんなでわいわいやってご飯を食べようよ」というコンセプトを全面的に押し出して作ったのですが、それでも来ません。今考えているのは、子ども食堂を宿題クラブとか、子ども食堂アスリートクラブとかに変えようかと。現在、すぐそばに地域の体育館みたいなものがありまして、そこで運動をやっている子供たちがいるのですが、それが終わった後にそのまま引っ張り込んでしまおうとか。あとは、「宿題をみんなでやりに来ようよ」という、学習塾のすごい簡単バージョンで、最後にご飯を食べて帰れるという形でアピールするとか、その辺は検討中です。都心部は多く集まっているようですが、地方は横のネットワークで情報を集めると、やはり参加者が少ないというのが問題になっているようです。子供に対して、ボランティアな気持ちを持って、いろんな物を提供する、したいという大人は、非常に民間には多いというのはわかっては居るのですが、それが上手く活かしきれていない、そこを上手く活かせるように橋渡しするのが我々の仕事とは思っていますが、それがうまくやれていない。話は少しずれますが、今、給付型の奨学金をうちの児童養護施設を卒業した者に、月3万円を返却義務無しで提供しています。その財源は弘前市の経営陣の方を集めて、ゴルフコンペをやった際に集めた寄付金です。「子供の就学資金に使うためのチャリティーゴルフコンペなので参加してください」と言うのと、結構社長さんの方が多く参加してくれるので、それなりにお金は集められ、1人分くらいは集められる。そういう風に、民間の中には、まだ掘り起こしていけばお金が眠っていると思うので、公の力だけでなく、民間も上手いこと利用していければいいのかな、という風に感じます。

(後藤委員長)

ありがとうございました。私は全社協で開催した全国の貧困セミナーに参加しましたが、そこで東京都のある区では「子ども食堂」がかなり盛況なのですが、地方の方は、佐々木先生が言われたとおり集まりがよくない。単純に地域差というだけでなく、地域のメンタリティーというか、今お話しがあったように、ドライな感じで利用できるという都会の雰囲気と、そうじゃない地方のちょっと都合が悪いなという風なところがあるのかなと。であれば、敦賀先生が言われたとおり、周知というところでは制度の周知だけではなくて、今言ったように、「全然それは利用もしていいんだよ」という、気持ちをちょっと盛り上げてあげられるような周知が必要なのかなとは思いました。

あと、秋田谷先生が言っていました、奨学金の推薦(成績)基準の問題。施設の子供達が4以上という基準はかなり厳しい状況で、基礎学力がない子供がそれをクリアするのは難しい。その基礎的な学力を上げるために、今回オブザーバーで来ている方々の所を利用することになるとは思いますが、現実的にはなかなか厳しい基準かなと思います。あと、もう1つ、奨学金は貸付であること、つまり最終的に社会人スタートが借金を背負ってのマイナスからのスタートだということなので、そこも含めて、どういう風にフォローしていくのかということがあります。

それでは、続いて、議事2の説明を事務局の方からよろしくお願い致します。

事務局：資料3により説明

(後藤委員長)

ありがとうございました。資料3計画の進行管理についての説明でしたが、このことについて、何かご意見等がございましたら、挙手の方お願いします。

先程お話しがあったとおり、ワンストップ化や周知の問題も併せて進行管理していただければと思います。

この計画の進行管理について、何か質問等はございますか。

(佐々木委員)

この評価は、ここに載っているもの全部に対して行うのですか？

(事務局)

そうです。まず個別シートを関係事業の所管課に作成してもらい、それをこどもみらい課でとりまとめ、それを基に「評価シート」を作成する。それを当委員会にお示して、点検・評価していただくことになります。

(佐々木委員)

これ、かなり数があるのですが、もう少し目的別に絞るとか、中期計画のようなものを作って、優先順位付けをするとか、そういう予定はないのでしょうか？

(事務局)

関係事業の一覧をみると、結構な量があると思いますが、再掲事業も多く記載されているので、実質的にはそれほど量的にはないものと思っています。

(佐々木委員)

今のところは、全て並行で進んでいくっていう計画なんですね。

(事務局)

そうです。

(後藤委員長)

個別シートを担当課に作成してもらおうということは、その担当課の方から、また更に、各自治体の担当に調査が下りる可能性はあるってということですよ。

(事務局)

そうです。

(後藤委員長)

わかりました。あと、何かございますでしょうか。この進行管理についてはよろしいでしょうか。その他、何かございましたらお願いいたします。

(笹木委員)

先程の教育の支援のところ、奨学金の推薦基準のお話がありましたが、私立高校では独自に成績優秀者を対象とする給付型奨学金制度を設けていると思います。

また同時に、原則的に生徒の学業成績に拘らず、収入の少ない家庭の子供を対象する奨学金制度を設けている場合が多いと思いますので、各私立高校の生徒募集要項を確認して頂ければ有難いと思います。宜しくお願いいたします。

(秋田谷委員)

昨日のテレビで放送されていたことですが、今高校に勤務する先生が奨学金を借りていて、今返済しているのが毎月6万円位だそうです。その返済がとても苦しいため、今の子供達に奨学金を受けてくださって勧めることに躊躇する話がありました。そのため、返済しなくてもいい奨学金があればいいと思っております。

(佐々木委員)

奨学金について、最大の目的は、大学に4年間確実に行かせて卒業させることがメインです。そのため、私の施設の出身者に対する3万円の渡し方は、本人を施設に取りに来させてます。取りに来た時に、園長とか今までいた先生方が、「調子どうよ」とか、「なんか悩まないか」とか、そういうことでドロップアウトしないようにフォローしております。

(後藤委員長)

ありがとうございます。あとは何かございますか？

(中嶋委員)

商工会連合会と申します。私ども事業者もそうですが、様々ないい助成制度があっても、いかにそれを利用するかという、周知の問題がある一方で、利用するサイドの意識が非常に問題になるケースが多々あります。そのような状況下で、運用する場所で様々な課題をピックアップしていくところを意識してやっていただければと思います。目標値を高めるということは、意識を持っていない方をいかに利用する方にもってくるかというところが、非常に大事なことだろうと思っています。

(後藤委員長)

その他はよろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局の方から、何かありましたら、宜しくお願いします。

(事務局)

本日は、長時間に渡り、ご検討いただきありがとうございました。皆様がお話されたいろいろな課題については、庁内各課に渡っておりますので、県といたしましては、各課で連携を取りながら事業を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様にはこれからもいろんなご意見をいただいて、我々も事業に活かしていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。今日はありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、青森県子どもの貧困対策等推進委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。